

根ヶ布調理場敷地の土壌調査の結果について

1 概要

青梅市新学校給食センター建設予定地である根ヶ布調理場敷地について、「土壌汚染対策法」および「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の定めにより土壌調査を実施した。なお、調査は東京都の土壌汚染対策指針や国の土壌汚染対策法ガイドラインにもとづいて実施した。

2 土地利用履歴等調査

(1) 実施時期

令和 3 年 5 月 2 5 日から令和 3 年 7 月 3 0 日まで

(2) 調査内容

以下のア～エの 4 点について調査する。

ア 特定有害物質の取扱事業場の設置状況その他の土地の利用の履歴

イ 特定有害物質の使用、排出等の状況

ウ 土壌汚染の調査および措置の実施状況等

エ 地表の高さの変更の経緯等

(3) 実施結果

根ヶ布調理場の土地に立地していた過去の工場等は次のとおり。

ア 大正時代から昭和 3 0 年代まで、杉山製陶株式会社が陶器製の土管を製造しており、釉薬を使用していた可能性がある。

イ 昭和 3 9 年から昭和 4 5 年まで、アの会社施設等を使用し、株式会社青梅給食センターが民間事業者向けの仕出し弁当を製造・販売していた。

ウ イと同時期に、アの会社施設等を使用し、井戸鉄骨が建築等に使用される鉄骨の加工等を実施しており、錆止め塗料を使用していた。

3 表層調査（敷地全域の調査）

(1) 実施時期

令和 3 年 8 月 3 1 日から令和 3 年 1 1 月 5 日まで

(2) 対象物質

ア 第一種特定有害物質（土壌ガス系） 12物質のうち2物質
（ジクロロメタンおよびベンゼン）

イ 第二種特定有害物質（重金属類） 9物質全て
（カドミウム、シアン、鉛、六価クロム、砒素、水銀、セレン、
ほう素、ふっ素）

(3) 調査内容

表層50cmの土壌ガスおよび土壌を採取し、土壌ガスについては
(2)アの対象物質の濃度、土壌については(2)イの対象物質の含有量・
溶出量を分析する。

(4) 実施結果

鉛の溶出量が、1か所で基準値（0.01mg/L）に対し、2.5倍の数
値（0.025mg/L）となり、基準値を超過した。

4 地下水調査（該当か所のみの調査）

(1) 実施時期

令和3年12月13日から令和3年12月24日まで

(2) 調査内容

表層調査で汚染が確認された1か所で、地下水を採取し、鉛の濃度
を分析する。

(3) 実施結果

地下水中の鉛の濃度は、0.001mg/L未満で、基準値（0.01mg/L）以
下であることが確認され、地下水への影響はなかった。

5 詳細調査（該当か所のみの調査）

(1) 実施時期

令和3年12月13日から令和3年12月24日まで

(2) 調査内容

表層調査で汚染が確認された1か所の、さらにそれより地下の土壌
の鉛の溶出量を1m毎に分析する。

基準値以下となる土壌が2地点連続で確認されるまで行う。

(3) 実施結果

鉛の溶出量は、調査対象となる深度2mおよび3mにおいて

0.001mg/L未満で、基準値（0.01mg/L）以下の土壌が2地点連続で確認された。

6 今後の手続きおよび区域指定について

現地で土壌を採取し、分析等を行う調査は今回で終了となる。

今回の調査の結果、敷地内1か所で、鉛が基準値を超過したことから、土壌汚染対策法にもとづき適切な土地の管理を行うため、東京都に申請を行い、土壌汚染対策法による区域の指定を受け、東京都の指示を踏まえながら、対応を図っていく。

また、調査結果や今後の区域指定の内容周知などは地元自治会と相談しながら対応するとともに、市ホームページでも周知をしていく。

なお、今回の申請により、東京都からは、「形質変更時要届出区域」または「要措置区域」のどちらかに指定されることとなるが、いずれの場合も、工事着手までの間の土地等の管理や既存施設解体や掘削等を行う場合において、東京都の指示を踏まえ適切に対応していく。

土壌対策については、令和5・6年度に実施したい。

<参考>

- ・形質変更時要届出区域：健康被害の蓋然性がない場合
- ・要措置区域：健康被害の蓋然性がある場合

以 上